

令和4年第1回小国町議会臨時会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和4年1月27日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和4年1月27日 午前10時00分

1. 閉 会 令和4年1月27日 午前11時41分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 税務会計課会計係長 朝日さとみ君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 児玉智博君

8番 松本明雄君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を1月27日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 4. 1. 27)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

寒い日が続きましたが、何となく春の気配も少しずつ感じられるようになったような気がしております。皆様いかがお過ごしでしょうか。

さてコロナウイルスに関しましては、予想どおり感染爆発ともいえる状況で全国に広まっています。小国町でも昨日6例発表されております。もう既に私たちの周りにはコロナウイルスが飛散していると思って対応すべきではなかろうかと思えます。うつらない対策並びにうつさない対策が必要になってくると思えます。大方の予想では2月までは続くというような御意見もありますがまた重症化率も少ないといわれておりますけれども、小国町におきましては高齢者においては脅威であることは間違いありません。引き続き十分注意していかなければならないと思っております。

本日は、令和4年第1回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、まず渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 皆様方おはようございます。

本日は臨時議会ということで、本当に御多用の中にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。今議長からの御挨拶にもございましたとおり全国的には1日7万人の陽性者が確認されている、また熊本県でも1千人を超えております。昨日も私のほうで無線で放送させていただきましたけれども、小国町でも非常に前例を見ないようなかたちで脅威が迫っているような状況でもございます。今日は皆様方に先ほど控室で御案内したように審議員級が議場には入っていないところを皆様方には御了承いただきたいというふうにも思っております。保育園等々まだまだ非常に心配なところはありますけれども、町といたしましてもしっかりと対策を早めにとっていききたいと本当に思っているところでございます。是非とも皆様方からの情報も私のほうにいただきながら進めてまいりたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。ちなみにお正月から成人式それから出初め式、御案内はできませんでしたが関係者の方々には無事終了をさせていただきまして、成人式の部分につきましては御家族の方にも非常に喜んでいただけたということは御報告をさせていただきたいというふうに思います。

さて本日の臨時議会におきましては、承認案件が2件それから補正予算含めて議案が3件ございます。どうぞ御審議よろしくお願ひします。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和4年第1回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

5番 児玉智博君

8番 松本明雄君

にお願いしたいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第9号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集は1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年1月27日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の2ページをお開き願います。

専決第5号 専決処分書

令和3年度小国町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月16日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書の専決第5号と書いてあるものをお開きいただきたいと思っております。1ページです。

令和3年度小国町一般会計補正予算（第9号）

令和3年度小国町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千775万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3千434万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月16日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） おはようございます。

では私から専決内容の説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

歳出項目は民生費の児童福祉総務費になります。児童福祉総務費の負担金補助及び交付金で4千775万円を専決補正させていただいております。増額の理由といたしましては、18歳以下の子供への現金とクーポンの10万円相当の子育て世帯への臨時特別給付金について、12月15日に国の方針が示され現金一括支給が可能となったため本町は年内に10万円の一括支給を行うものでございます。財源は全額、国庫支出金の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金4千775万円を充当するものでございます。子育て世帯への年内支給を行うためその予算措置が必要となりましたので、12月16日に専決処分をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） これより、承認第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

2番（江藤理一郎君） 江藤です。

この子育て世帯臨時給付金なのですが、何年の何月何日に生まれた方から最後18歳ですかねそこまで決まりがあると思いますが、そちらはいつからいつまでというのがわかればお願いいたします。

町民課長（生田敬二君） 年齢につきましては18歳以下ということです。高校生までのということにはなりますけれども、令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童ということと9月30日時点で高校生の年齢、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方が対象となるものでございます。下については0歳ですけれども令和4年今年の3月31日までに生まれる新生児というかたちになっております。

2番（江藤理一郎君） 先ほど高校生と言われましたけれども高校に通っていない18歳の方もい

らっしゃると思います。あとは通っていないくて仕事もしていらっしゃる方もいらっしゃると思いますけれどもその辺りと、それから3回しかないからもうちょっといいですね。あとは0歳児の方もしっかり出生届で判断されているのだと思いますけれども、その辺り私のほうにもいろいろ町民の方からうちは対象になるのかどうかというようなお話も御連絡もいただいたこともありました。なかなか把握していない住民の方もいらっしゃると思いますので、周知の方法若しくはどうやっていいのかわからない方もいらっしゃるのその辺り見解、どういうふうに周知される予定でしょうか。

町民課長（生田敬二君） 周知というところでございますが、12月の補正予算のほうで先行給付の5万円と今総務課長から説明ありましたように12月15日でしたけれども国の方針でクーポンから現金に換えてもいいですよということの見解が出ました。児童手当の受給者についてはプッシュ型というところで町のほうで情報を把握しておりますので、その方々にはもう必要ないですよという人以外ほぼ全員ですけれども児童手当の口座に支給をすることになります。あとの方については町のほうで児童手当を支給していない方、例えば公務員の方であるとか新生児の方等には新生児はこれから生まれる方もおりますので公務員の方には分かる限りその事業所のほうに周知をしたり、警察辺りににつきましては警察の本部辺りからの周知があつて居住する市町村のほうに申請をしてくれというふうなかたちをとっています。町のほうの広報にもしていますけれども全国的な事業となりますので各所属する事業所また町のほうから広報等を通して周知のほうはしているところでございます。

2番（江藤理一郎君） あと前段の18歳の働いている方とか高校に通っていないとか。

町民課長（生田敬二君） 先ほども申し上げましたけれども生年月日が平成15年から18年の4月1日までに生まれた方ということですので働いている方も含めて支給対象ということになります。

2番（江藤理一郎君） 結婚している方とか。

町民課長（生田敬二君） はい、そういうことになります。

2番（江藤理一郎君） では出生届出されたときに10万円給付の対象になりますよ3月31日までであれば、そういったところを提出した時点でお知らせいただくとかそういったかたちの工夫をしていただけると、住民の方も迷わずにうちはもらえるのだなというのは分かると思いますのでその辺り御案内お願いしたいと思います。

町民課長（生田敬二君） 新生児の方には必ず町のほうで届出がまいりますので、そこについては丁寧な説明と支給についての手続等御案内申し上げたいというふうに思います。

8番（松本明雄君） 8番です。

今お金を配るほうについては同僚議員の方が発言されたとおりだと思いますが、このお金については予算が決まる前から阿蘇郡の市町村では3市町村が早めに交付するというようなことも決

定しておりました。うちの町もその案件に出でお金を出してくれるのかなとは期待をしておりました。その案件については執行部のお考えどおり国の予算が決まってからでもいいと思うのですが、今話が出ましたクーポンの件ですよね。現金とクーポンでは印刷する費用から何から全部かかってしまいますので、10万円配るよりもお金がかかります。ですが熊本県下では1市町村が5万円はクーポンで出すとそういうお考えのところもありました。小国町としても夜の商売以外の方々は非常に困窮しておりますので、5万円をクーポンで出してそれを町内業者の商店街の方に使っていただいてそれからまた町の中でお金が潤うような方法も一つの方法ではなかったかと思えます。その辺の検討をされたかどうかを御説明だけお願いします。

町民課長（生田敬二君） 支給に関しては国のほうの動きもちよっと変化してきた部分もございませぬけれども、もちろん5万円の先行給付、現金給付と併せてクーポンでの給付ということも検討はいたしました。議員言われますように事務的なかたちではかなり費用がかかりますけれども、町内の事業所の方等も考えた上で検討はいたしました。ただ実際の消費行動というか等を考えたときに子育て世代の方が非常に行動範囲も広いものですから小国町外で購入される方等も出てくるのではないかということと、大きい範囲で県単位ぐらいでのクーポンということになればそういうのも現実的には考えられたのではないかと思いますけれども、小国町としても国の方針が出る前から一応現金の給付が好ましいのではないかという考えでございました。今回の給付事業に限らず今後また町内の事業所辺りのことも検討をした上でそこら辺を検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第9号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決

第6号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第10号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集3ページをお開き願います。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年1月27日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の4ページをお開きください。

専決第6号 専決処分書

令和3年度小国町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月5日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書の専決第6号と書いてあるものをお開き願います。

令和3年度小国町一般会計補正予算（第10号）

令和3年度小国町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億6千684万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月5日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） 私から専決内容の説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

歳出項目は民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金費になります。この住民税非課税世帯等臨時特別給付金費の総額で1億3千250万円を専決補正させていただいております。増額の原因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面し

た方々が速やかに生活・暮らしの支援を行えるよう住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり100万円の現金をプッシュ型で給付を行うものでございます。財源は、国庫支出金の住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業費補助金1億3千万円と住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事務費補助金250万円の充当するものでございます。非課税世帯等への早期の支給を行うためその予算措置が必要となりましたので1月5日に専決処分させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） これより、承認第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

ちょっと確認なのですが、1月5日に専決処分ということで当然事務費作業等に入っていくということで専決なさってTRY-Xだとか会計年度任用職員だとか臨時を使ってでもやっていくというこの流れなのですが、確認させていただきたい部分はこの給付要は給付実行時期はもう既に終わっているのですか、これからなのですか。

町民課長（生田敬二君） 議員言われますようにいろいろ事務的な準備があるので1月5日の専決とさせていただいております。昨年の末に国のほうの予算編成ができたというかたちでの専決でございました。今準備をしているところでございまして、支給の対象者というのが大きく二つあるのですけれども令和3年度の住民税非課税世帯これは令和2年中の所得収入にかかるものですが、その方が非課税ということでその方はほぼわかりますのでその方については今準備作業をして今月ここ2、3日うちには通知を差し上げたいというふうに思っています。これも子供の関係と同じく自分が非課税であるという確認書というのを返送していただきます。そこには課税者の被扶養者になっていませんという申請も入っています。その確認書というのをまた返送していただきますけれどもその後の支給というかたちになります。今月末にやりとりをして早い時期は2月上旬のほうには支給を開始したいというふうに思っています。その後随時支給をしていきたいというふうに思っています。

もう1点、今の令和3年度の住民税非課税者の方プラス、このコロナによって一昨年から昨年にかけての所得が急変した世帯ということです。急変した上で令和3年度は非課税世帯ではないのですが令和3年中は非課税世帯程度になる方についても支給をするというかたちになりますのでその方々は申請ということになります。ちょっと1年ずれるようなかたちです。令和3年度の非課税者と令和4年度の非課税者。4年度はまだ今から申告も始まりますのでそういった基礎的な数値をもって申請をしていただくというかたちになります。

以上です。

4番（久野達也君） ある意味今町民課長最後の部分の説明のところからいきますときめ細やかといえますか激変措置も含まれているというところで、私非課税世帯というのが頭にあったもので

すから確かに昨年令和3年中の所得が急激に落ち込んだこれはもう多分にあるかと思います。2年分の所得が3年度ですので3年度は課税状態でも4年度は恐らく非課税になるだろう、そこから辺りを救済されるという部分については大いに評価をしていきたいと思います。ただあくまで専決処分でありますので先ほど町民課長おっしゃいましたように早急なる支給に執行部職員一同取り組んでいるかと思います。できるだけ早く対応をお願いして質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まず1点目が、令和3年度の非課税世帯がどれぐらいあるのでしょうか。

町民課長（生田敬二君） 令和3年度の非課税世帯ということで1千200世帯ほど見込みをしております。補正予算書の18にありますけれども一世帯当たり10万円ということになりますので補正予算書の下に1億3千万円の給付金の計上をしておりますがこのうち1億2千万円は1千200世帯分。先ほど申しました家計が急変世帯については100世帯ほど見込んで合計1億3千万円ということで計上しているところでございます。

5番（児玉智博君） 確認なのですが大きく二つあるうちのもう一つの令和4年度については、来月から確定申告が始まりますのでそこで世帯非課税というふうになればその場で申請の説明をしてもらえて、その申請したら令和4年度の非課税者についてはもらえるということですかね。そういう人だけが対象者であってそれがおよそ100世帯ほど見込まれているということでしょうか。

町民課長（生田敬二君） 議員のおっしゃるようなかたちでございます。家計急変世帯については令和4年度の住民税についてはまだ来年度の課税非課税ということになりますので、住民税非課税程度というか非課税相当というところで支給をするというかたちになります。議員言われますように申告等ある程度の数字が出るとしますので非課税程度に見込まれる方についての支給をしていくというかたちになります。

5番（児玉智博君） 非課税相当という意味がよくわからないのです。結局非課税相当というのであれば課税はされるわけでしょう。課税されないならもう非課税と言い切れますよね。それが言い切れないということは課税はされるけれどもあともう少しでなれましたねというような状況。確かに非課税相当のほうがついと思いますよね。やっぱり住民税を結構高い額を払わないといけないから。もうちょっと非課税相当という意味を教えてください。

町民課長（生田敬二君） すみません、ちょっと言葉足らずのところがあったかもしれませんがけれども住民税の課税自体は令和4年になってからということですので、申告を終えてその数字をもって非課税とは税の算定自体が来年度になってからですので、その申告した数字をもって非課税見込みというようなかたちでの支給ができるということで御理解をいただきたいと思います。来年度は非課税になるだろうというところでの数字で判断をしていくということでございます。

5番（児玉智博君） なるだろうというところはそこで税務課の職員が判断すると思うのですけれ

ども、ではもしそれで課税になった場合はどうなるのかということが1つ目と。

それと税務署で申告をした場合はその辺は税務署との連携はとれるようにちゃんと手続というかできているのかということ。

それと確かに激減はしているけれどもこれはちょっと非課税にはなりませんねという人は残念でしたということになるのか教えてください。

町民課長（生田敬二君） 非課税相当というか非課税見込みその方の世帯構成員によっても違うでしょうしそれぞれの算定が必要になるかと思しますので、その点については税務課のほうとも連携をして数字を出していきたいと思えます。それが何かの理由で来年度本算定したときに課税になったというときのことについては、多分今年度の事業になりますのでその返還義務が出てくるかどうか等については今後調査をしたいというふうに思えます。

また税務課のほうを通して税務署辺りとも連携をしていくようなかたちをとりたいと思っています。こちらのほうは昨年度の住民税非課税世帯はある程度分かる特定できますけれども、今回この急変措置についてはわかりませんので今の段階では広くそこは周知をした上で申請を受け付けるというかたちになろうかと思えます。その中にはやむなく課税相当ということで支給できないところも出てくるかというふうに思っています。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） 1番です。

ただいま質問がありましたけれども、非課税の見込みの方が2月16日から3月15日まで申告があります。そのときに一つの方法としてはそこで申告をした段階で非課税世帯の方と課税をする方というのがそこではっきり分かると思えます。ですから税務会計課のほうも大変かと思えますけれどもそこで非課税になった方については一覧表をそこで税務会計課の担当辺りが集約すれば事務的な非常に合理的なかたちができやしないかと思えます。そうしたときにその資料をもとにして非課税ということであればもう3月15日が終わった段階では非課税世帯についてのいわゆる令和4年度の申告に関して支払いができるのではないかと思います。そこ辺りも一度検討していただければ対象者にとっては非常に助かるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

町民課長（生田敬二君） ありがとうございます。

議員言われますようなかたちも含めてまた税務会計課のほうとも連携するかたちで漏れ等がないようなかたちで住民の方にはお知らせをしていきたいというふうに思っています。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

税務会計課長（北里慎治君） 先ほど税務会計課と税務申告の話も出ておりましたので一言答えさせていただきます。これにつきまして先ほど議員より非課税になるかどうかは税務申

告の際にという話も出ておりましたので町民課のほうと担当含めて1回協議しましてなかなか実際現場としましては次々来られる方がいらっしゃいますのでその場でそこまで計算するのがちょっと手間取るかもしれません。ですから少し実態をいろいろ調査してどのほうがいいのかということも含めまして町民課としっかりその辺は協議したいと思っています。

それと先ほど税務署との連携ということで話も出ておりました。税務署につきましては昨日税務署長も来られまして連携を密にしていきますというお言葉をいただいていますのでその辺は漏れがないようにといたしますか、そういうことをしっかりして取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第6号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第10号））について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第1号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の5ページをお願いいたします。

議案第1号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年1月27日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由となります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、私から熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について説明をさせていただきます。

議案集5ページの中段をお願いいたします。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「、宇城市」を削るものでございます。

附則（施行期日）といたしまして、1この規約は、令和4年7月1日から施行するものです。（経過措置）といたしまして、2改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、従前の例によるものでございます。

次に、総務課資料（1）に新旧対照表を付けてございます。

熊本県市町村総合事務組合は平成16年に設置された事務組合で、業務は職員の退職手当事務、消防団業務等に係る損害賠償事務、地方公務員等災害補償に関する事務、交通災害見舞金事務、自治会館の設置、運営、管理を主に行っている組合でございます。この組合は10市23町8村29組合等の70自治体等で構成されております。今回の規約改正は構成員である宇城市が令和4年6月30日付けをもって組合の共同処理する事務である交通災害事務、住民の交通災害見舞金に関する部分についてから脱退するため、現在の参加構成組織にて規約改正の同文議決が必要となるものでございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 交通災害の見舞金の事務に関しては最近もどこか違う自治体が脱退したと思いますが、これは何でそういう脱退する自治体が相次いでいるのか教えてください。

総務課長（佐々木忠生君） 共同事務を行うという部分の中で今回の宇城市のほうは共同事務ではなく独自でやられるというような御判断のもと脱退されるものだというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） これはもちろん各構成団体が負担金を拠出しているのだと思いますけれども、

例えば今回宇城市はほかの事務については参加を続けられていると思うけれども、この交通災害見舞金についてはうちはやめますというふうになればその分その負担金が減るのですか。

総務課長（佐々木忠生君） 交通災害共済制度という部分で負担金額の算出という部分については、人口割国税調査の人口掛ける40円というような部分で各町村負担をさせていただいております。脱退されることでうちの負担金はどう変更になるのかといえは少し確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、あくまで町村の人口によっての負担割ということで負担金を納めさせていただいております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑よろしいですか。

5番（児玉智博君） 宇城市という小川とか松橋とか何町村かが合併して範囲も広くてある程度大きな国道なんかも通っているので交通事故の発生件数は決して少なくはないと思うけれど、それでもやめたほうが恐らく有利だと判断されてやめたと思うのです。やっぱりもし一つ一つの事務を脱退することで負担金も安くなるのであれば小国町はその辺と比べたら交通事故の発生件数という低くなると思うので、その辺のもちろんどっちにしたほうが有利かという判断はあると思うけれども小国町はそうした検討をされる考えはないか伺います。

総務課長（佐々木忠生君） 議員がおっしゃられるとおりの脱退される市町村等もございまして。町としてもどちらが有利なのかという部分は今後検討はさせていただきたいと思っております。ちなみに令和3年度で請求分が3件小国町でもしております。3件の4名の方に支給をしたというふうな実績もございまして、その辺のところを踏まえてまた検討させていただきたいと思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第2号 損害賠償の額を定める件について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の6ページをお願いいたします。

議案第2号 損害賠償の額を定める件について

次のとおり役場駐車場内公用車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本会議の議決を求めます。

令和4年1月27日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

1. 事故の概要といたしましては、令和3年10月12日午前10時ごろ、役場駐車場内におきまして職員が公用車車庫から公用車を発進させた際に、運転を誤り正面に駐車してあった車両に追突をいたしました。車両には人は乗っておりません。また公用車を運転していた職員も身体的な被害はございませんでした。その後、相手方と連絡を取り、相手方の車両はレッカー車で牽引され修理工場へ送られました。

2. 損害賠償額といたしまして、197万4千589円です。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、私から事故の経緯等について御説明をさせていただきます。配付いたしました総務課資料（2）を併せて御覧いただきたいと思っております。すみません、若干映りの悪い部分もありますけれども御了承願いたいと思っております。

10月12日午前10時ごろ、町民課職員が職務のため町内へ出張する際に車庫から公用車を発進させたところ運転を誤り正面に駐車してあった車両に追突したものでございます。すぐに相手方に連絡を取り車両の状況を確認してもらいましたが、車両に搭載されている車体の管理システムがエラーとなりエンジンはかかるが発進できない状況でございました。すぐに警察に連絡を取り現場を確認してもらい事故として処理をしてもらいました。警察はアクセルとブレーキを踏み間違えたことが原因との見解でございました。車両を修理する必要があるため相手方にどこに修理に出すか確認したところよく利用する修理工場までレッカー移動すること、また修理が完了するまではレンタカーを利用することで話のほうは決まりました。その後の相手方とのやりとりは自動車損害共済の委託先である一般財団法人全国自治協会が行っております。今回の事故で駐車車両には人は乗ってなく運転していた職員も身体的な被害はありませんでした。今回の事故につきましては職員が職務中に公用車で起こした事故であり、国家賠償法第1条第1項の規定に該当するため自治体としての賠償責任を負うものでございます。

また今回の損害賠償の額を定める件につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定である法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることに該当するため議会の議決をお願いするものでございます。なお12月16日相手方の車両の修理が完了したため今回の事故に係る

費用が確定をいたしております。車両修理代といたしまして167万2千829円、代車代30万円、レッカー代1千760円の総額197万4千589円でございます。今回の損害賠償額につきましては全額、自動車損害共済で対応を予定しております。御審議方よろしくお願いたします。

町長（渡邊誠次君） 少し補足をさせていただきます。

今回の事故につきましては運転の誤りによる過失ということでございますけれども、もちろん故意ではないということは当然のことでございますが人的な被害もありませんでしたので懲戒処分には該当しないと私は判断をさせていただきました。また本人も非常に当日ですけれどもショックを受けておりましたけれどももちろん反省もしておりました。私としては私から本人に口頭での注意をしっかりとさせていただいて本人も受け止め叱りをさせていただいているというところを補足させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 内容はわかりましたが、相手方の車はメルセデス・ベンツですね、これは。自分のところの修理代と起こったことは過失ですのではないとして、その後どういう教育を町全体で行ったかをお答えください。

総務課長（佐々木忠生君） 当然事故があつてからというのは当然職員のほうにも公用車の運転については慎重にというような部分で、安全運転に心がけることというのは周知しております。あと今回の事故に限らず日頃より課長会議等でも交通安全に注意するようという職員に周知をさせていただくよう各課の課長を通して周知しております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 自分のところの車の修繕代はいくらなのかと。よく見るとこつこつ、こつこつ当たっています公用車は。だから日頃からもう少し慎重に自分の車と同等のような気持ちで運転していただかないといけないのと、たまには洗車もしたらいかがかなと思っております。

町民課長（生田敬二君） 今回の事故の発生については町民課の職員ということと、公用車自体が町民課のほうで管理をしている車になります。自分のところの車ももちろん写真にありますように事故をして修理をしている状態にはなっております。ただ経緯を申しますとこの車が電気自動車です。電気自動車の軽で電気自動車が普及し始めた頃に購入をしたものでございます。実は昨年からですかね今回の事故の前ですけれども走行中に例えば信号待ちしているときとかに急にエンジンがストップしてしまうというようなそういうトラブル故障もありまして、実はその修理代等も以前見積り等もとったこともございますがそういった状況の中の車でございました。今回の事故につきましてはそのことが原因でというわけではないというふうなかたちで警察のほうから聞いておりますけれどもその修理代がかなりかかるというのと、この車が今年の9月に車検を終

すよね。だって急に止まるということは急に回転数が予期せず上がることだってある。もう今の車コンピューターで制御されているからどうなるかわからないわけなので、まずそれを乗り続けるという神経がわからないというのはあるのですよね。どういう神経しているのかなと思いますけれども。

それで、これはそういうコンピューターの不具合ではないと警察が知っているというが、でもそれは警察が分かることなのですかね。大体そういうところはメーカーでちゃんと見ないとわからないと思うし、警察が典型的な踏み間違いといっていますからといっても警察はその場にいたわけでもないわけだし。何でそれが全て警察が知っているのが正しいと思って自分たちで調べないのですか。

町民課長（生田敬二君） 事故の当時はちょっと私も見合せてはいないのですけれども、そのときに直ちに警察を呼んで調べて警察の調査の中ではそういうかたちというふうに後で報告を聞いています。

車については2度ほどちょっと急に止まっているときにエンジンが切れる状態があったということですが、また掛けなおせばかかるようなかたちでしたので一度メーカーのほうに見てもらったのですが、かなり高額な100万円を超えるような修理代も必要ということでその他通常乗る分については町内、近所に限って乗るというかたちをとっておりました。自分たちで調査というのはなかなか難しいところでメーカーのほうに一度見てもらってはいるのですが、なかなか原因、修理、取替え等が必要でかなり高額な修理代が必要だったということまでは出してもらっています。

以上です。

5番（児玉智博君） それでさっき町長が本人は反省していたといわれたということですが、何を反省するのですかね。いやだからですよ、スタートキーなのかボタンなのか知らないけれど起動するではないですか。私はEV車を運転したことがないからわからないけれど最近の車はガソリンエンジンの車でもオートマチック車だったらブレーキを踏んでおかないとエンジンはかからないようにそういう制御されているわけですよね。なおかつギアもパーキングに入れておかないとドライブのままエンジンはかからないはずなので、EV車も多分そうではないかと思うのです。だからどういう状態で。だからスタートしてそのまま発進したらぶつかったのか、それともスタートをさせておいてギアをパーキングにしてしばらく何かしてそれでよしでは行こうかと思ってブレーキを踏んだつもりが、何かその辺はよくわからないですけど。その辺の聞き取りはしているのかということ。

それと、そういう酒気帯びではなかったのかとかそういう調べはちゃんとしているのですか。それはまた日常的にちゃんと運転する前に自分では大丈夫と思っていても大丈夫ではない場合というのはあるわけです。やっぱり人がそれを確認するのが必要だと思うのですが、そういうのは

日常的にやっているのか。それとも今回のケースではこの事案が発生した後にそういったことも確認をしたか教えてください。

町長（渡邊誠次君） まず本人と私が話をさせてもらってどこを反省していたかというお話でしたけれども、やっぱり一番は事故を起こしたことに對して本人が大変なことをしてしまったというところで反省をされている。どうしてこういうことが起こったのだろうかと自分でも気が動転している部分もあったと思うし、やはり故意ではないというところで本人も非常にショックを受けていたというふうにも伝えさせていただいております。私の部分では考える範囲内ではやっぱり先ほど警察の方からの見解ではなかろうかというところではありますけれども、本人がとても飲酒をされてもちろんされる方でもありませんしそこは多分お話があったと思うし、まず事故に遭ったときに警察の方が来られて確認もされることだというふうに思いますので、その部分では事故当時の部分のお話を聞かないとわかりませんけれども、私といたしましては本人と聞き取りをして非常に反省をしているというふうに表現をさせていただいたところです。

以上です。

町民課長（生田敬二君） 議員お尋ねの件、事故の原因というところですけどもすぐに本人から顛末書のほうを作成させて提出をもらっているのですけれども、その中で単純にブレーキとアクセルを踏み間違えたということでございます。その踏み間違い、操作の誤りがあったということで本人からは反省文のほうをもらっております。

5番（児玉智博君） 聞いたことに答えてくださいね。別に町民課だけではなくて全体的な話なのですけれども、やはりもう公用車を運転するわけですから運転する人がやっぱり日常的に前の日それはもう飲酒禁止というふうにしてしまえばいいけれども、それはできないわけでしょう。そんなことしていいわけないから、やっぱり前のお酒を飲む人もいると飲まない人もいるけれど体質に合わなくて。だけどやっぱり人間酒は飲むものですから翌日ちゃんとアルコールが抜けているかどうかという確認はお互いにしてからハンドルを握る仕組みを作るべきではないですか。またその免許もちゃんと有効な免許証を携帯しているかというようなチェック。

それからまた乗り込む前のタイニングベルトは大丈夫かとか、タイヤのすり減り具合とかブレーキランプはちゃんと付いているかとかそういう点検もすべきだし、車庫入れとか駐車にしても警察官やらはそこまでするのかなというぐらいもう見通しのいいところでも後ろをもう1人の人が確認したりしているではないですか。そこまでしろとは言わないけれどもやっぱりそういう何かもうちょっと慎重さというのが必要なのではないかと思いますけれども、そういうのはちゃんとできていますか。

（渡邊町長 退席）

総務課長（佐々木忠生君） 公用車に限らずこれ自家用車も当然ですけどもアルコール飲酒のチェックという部分で日頃から職員につきましてはアルコールチェッカーによるチェックをしても

らうというような部分は入れております。また個人でもチェッカーをもって家を出るときに測るとかそういう意識づけのほうはさせていただいております。現に私のほうもチェッカーを所持しております家を出るときには確認をしながら来るようにはしております。そういうところでの職員の周知等はさせていただいております。

また今度の4月以降ですかねそういう飲酒運転に対しての道路交通法上のアルコールチェックのチェッカーによるチェックとかいう部分がある程度義務化されますので、それに向けて町のほうも機器をさらに増やして更なるチェックを入れていきたいというふうに思っております。

免許証のチェックにつきましてはどうしても出張等に公用車で行けない場合自家用車を利用する場合等ありますので、免許証の写しとか車検証の写しとかそういう部分の届出をしておりますのでそれにより確認はさせていただいております。

先ほど言いましたタイヤ等のすり減り、車の損傷とかいう部分は一応乗る前、乗った後チェックするようなかたちの運転日誌の様式にしておりますので、そこで確認はさせていただいております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩いたします。次の会議を11時20分から。

（午前11時10分）

（渡邊町長 着席）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、損害賠償の額を定める件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第3号 令和3年度小国町一般会計補正予算（第11号）」

について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の7ページをお願いいたします。

議案第3号 令和3年度小国町一般会計補正予算（第11号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出する。

令和4年1月27日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第11号）をお開き願います。1ページです。

令和3年度小国町一般会計補正予算（第11号）

令和3年度小国町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4千495万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4千179万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月27日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐々木忠生君） 私のほうから、令和3年度小国町一般会計補正予算（第11号）について補正予算書の内容のほうを説明させていただきます。

それでは第1表といたしまして、2ページに歳入歳出のそれぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

3ページは歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。5ページ上段の4企画費の中で報償費1千500万円と役務費1千600万円の合計3千100万円を計上させていただいております。これは12月時点でのふるさと寄附金の実績に応じてふるさと寄附金に伴う返礼品代、返礼品の送料、中間事業者への手数料の増額補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、全額、ふるさと寄附金を充当いたします。次に、委託料として400万円を計上させていただいております。これは乗合タクシーの利用者の増加及び令和3年8月から県下全域においてタクシー料金の改定が行わ

れ、長距離利用時の料金が増加したことにより委託料の増額補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、全額、一般財源でございます。

次に5ページ中段の7諸費の中で負担金補助及び交付金として42万4千円を計上させていただいております。これは小国公立病院への交付税措置に係る公立病院交付金について当初予算では前年度実績額を計上しておりましたが、普通交付税措置分の交付金額が算定されましたので増額補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、全額、一般財源です。

次に5ページ下段から6ページ上段にかけての8地籍調査費の総額で1億118万7千円を計上させていただいております。これは令和4年度実施予定の地籍調査事業分について国の令和3年度追加内示を受け補正をお願いするものでございます。事業内容といたしましては、大字上田の一部1.37平方キロメートルと大字北里の一部0.67平方キロメートルの合計2.04平方キロメートルの一筆地調査、測量及び令和3年度当初予算で実施した一筆地調査地区の閲覧、地籍簿案、地籍図案の作成を行うものでございます。財源といたしましては、県支出金の地籍調査事業費補助金7千60万円と残りは一般財源でございます。

次に、6ページ上段の3民生費の保育園費の中で備品購入費23万5千円を計上させていただいております。これは0歳児が安心して遊べるようソフト素材のサークルと滑り台を1台購入するものでございます。財源といたしましては、企業版ふるさと寄附金20万円と残りは一般財源でございます。

次に、中段の5農林水産業費3農業振興費の中で担い手確保・経営強化支援事業費補助金29万5千円を計上させていただいております。これは意欲的な取組により経営の発展を図ろうとする担い手等が融資の活用などにより農業用機械等を導入することに対し補助金を交付するものでございます。申請戸数は1戸を予定しております。財源といたしましては、全額、県支出金の担い手確保・経営強化支援事業費補助金でございます。

次に、中段の6商工費3観光費の中で修繕費121万円と財団法人学びやの里交付金15万円を計上させていただいております。修繕費につきましては、鍋ヶ滝公園駐車場の湧水箇所対策に伴う修繕費85万円とゆうステーション駐車場の旧急速充電器建物基礎の撤去及びゆうステーション内スロープ手すりの補修に伴う修繕費36万円です。いずれも早急な修繕が必要なため補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、全額、一般財源です。次に、財団法人学びやの里交付金ですが、ふるさと寄附金、一般寄附金の寄附者の意向により学びやの里に15万円を交付するものでございます。財源といたしましては、一般寄附金10万円とふるさと寄附金5万円です。

次に、6ページ下段の7土木費1土木総務費の中で調査測量設計委託料400万円を計上させていただいております。これは令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ国の方針に基づき大規模盛土造成地の安全性把握調査を行うものでございます。対象盛土箇所は小国

ドーム造成地、小国ウッディ造成地、おおむら内科ほか造成地、小国幼稚園造成地、城村入口集合住宅造成地、森林組合貯木場造成地の6か所を予定しております。財源といたしましては、国庫支出金の社会資本整備総合交付金150万円と残りは一般財源です。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。今回の補正に対する歳入になります。先ほどから説明させていただきましたが、歳入に伴う補助金等の説明を4ページに掲載しております。今回の補正額の補助金以外の歳入不足分につきましては前年度繰越金を充当する予定でございます。

以上簡単であります。今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。御審議方どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 地籍調査費での補正でありますけれども、これは要するに予定しているよりも進捗が早く進んでいるというふうな理解でいいのでしょうか。つまり全てが終了する年度も前倒しできているのだということでしょうか。

税務会計課長（北里慎治君） お答えしたいと思います。

これにつきましては当初、来年度令和4年度で計画していた事業でございますが、県のほうから補正予算として満額つきそうだという言葉をいただきまして前倒しで検討してもらえないかというような話がございます。令和4年度に計画していたものを前倒しして今年度に計上させていただきました。

5番（児玉智博君） ということであれば要するにその進捗状況としては別に早く進んでいるわけではないのけれども、県から予算を上げるのは4年度予定していた分を3年度に計上してくれといわれたから計上すると。要するに事業自体は繰越して予定どおり4年度に行うというふうな理解でいいですか。

税務会計課長（北里慎治君） はい、そのとおりでございます。今回の話についてはそういった補助金がそういうふうにつきますという情報が入りましたので、そのように計上させていただいてそして来年度繰り越すというなかたちをとらせていただきたいと思います。

5番（児玉智博君） それではもう1点聞きます。最後の土木費で上がっている調査測量設計委託料であります。熱海での災害を受けてということでした。小国ドームであったりとか幼稚園とか昔あった工業団地それと城村入口の家のある分ということでした。この4か所以外はもうないのですかということと、それと調査する場所を決めるに当たってはどのようなふうにしたのか。見て回ってここは盛土造成されている部分だということを確認をされたのでしょうか。つまりこれ以外でも町が知らないところで民間の事業者の人たちが造成をしている可能性というのはもう

ないということで理解していいのか教えてください。

建設課長（時松洋順君） 事業箇所につきましては6か所でございます。小国ドーム、小国ウッディ、おおむら内科他、それから小国幼稚園、城村の入口、森林組合の貯木場でございます。この6か所につきましては熊本県のほうで地形図の新旧を対照いたしまして、平方でいきますと3千平米ほどの盛土がされているというところを大規模土地造成地として公表しているものでございます。町のほうではほかに把握している造成地というものはございませんで、ここは宅地でございますので宅地以外の部分については熊本県のほうで把握をしております、そちらは熊本県のほうで事業を進めていくというふう聞いております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ちょっと質問をまとめて。

5番（児玉智博君） 県が把握している宅地以外の部分については町はわかりますか。

建設課長（時松洋順君） 小国上田合志の太陽光発電とかアイベックですかねソーラー発電、下巢のベストアメニティそれから日本テレビワーク24そちらでございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑。

3番（穴見まち子君） 6ページの農林水産業費、担い手確保・経営強化支援事業の中でももう少し詳しく、経営は何をされているか、何十代の方が説明をお願いいたします。

産業課長（秋吉陽三君） 今回の担い手確保・経営強化支援事業に今申請されている方は、路地野菜の生産農家でございまして、今回は経営規模拡大のための加工用大根栽培の業務の効率化、省力化を図るために大根の収穫機を導入するものです。年代といたしましては50代です。

以上です。

7番（西田直美君） 2点ほどありますが、まず1点目ですが観光費の中の修繕費で鍋ヶ滝とゆうステーションとおっしゃいました。具体的にもう少し詳しく教えてください。

情報課長（村上弘雄君） 鍋ヶ滝とゆうステーションの修繕費についてですけれども、まず鍋ヶ滝につきましては第1駐車場の一部が山の法面からの湧水がありまして一部アスファルトが少し陥没に近い状態になっていまして、雨天時だけ分かるのですけれどもちょっとふわふわの状態になっていまして、今回道路改良の通行止めに合わせまして休園中にそれを修理したいということでございます。

それからゆうステーションの部分につきましては、2階の外からのアプローチの部分がありますけれどもそこ入ってすぐが通路みたいにして両サイドにガラス張りの通路がありましてそのジョイントの部分が少し緩んでいましてちょっとぐらついている。万が一体重がのったときに下に店舗のエリアがありますので、これお客さんに怪我が起きるとということで大至急そこを修繕したいという部分でございます。

以上です。

7番（西田直美君） もう一つ聞きたいのは、乗合タクシーの運行委託料400万円について伺います。さっき乗客数が増えたというのがありました。大体どの程度でどちらのほうの路線とかどちらの地区とかというのがわかれば教えてください。

政策課長（石原誠慈君） まず人数のほうですけれど前年度令和2年度と前年度の実績がまず9千139名です。今年度はまだ今から1月、2月、3月分はまだこれからなのですけれどそれは見込みとして出しておりますけれど、今年度は9千837名、約700名増えております前年度より。

そして先ほど総務課長のほうからも説明がありましたように、運賃改定がされまして加算料金というのが短い距離で加算されていきますので遠いほど高くなるという改定になっております。それで乗合タクシーの町内では宮原地区から距離のある麻生釣、岳の湯方面がかなり増えております。その関係で委託料が増加されたと考えられます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

観光費の部分の修繕費ですけれども、ゆうステーションで同僚議員からの質疑でお答えいただいた部分も含めてなのですけれどももう実に申し訳ありません。関連の部分も含めてです。町民の意見の中で実は修繕費が上がっておりますのであえて述べさせていただきますけれども、実はゆうステーション建ってもう数十年たっております。実は扉が重いという意見があるのです。障害者のちょっと足の不自由な方だったのですけれども、体ごと押さないと私では開けきれなかったといったようなお話もお聞きしております。ですから先ほど説明の中で2階の入り口の関連する部分でもありましたように、そういったようなところを調査するときに予算は伴わなくてもどういったような対処方法があるのか、どういったふうになれば少しでも軽くドアの開け閉めができるようになるのか、予算は伴わないでも構いませんので是非検討いただいて今後予算が伴うところで改めてまたお願いできたらと思います。質疑で申し訳ございませんけれども、よろしくお願いたします。

町長（渡邊誠次君） 私もゆうステーション時々行きますので、確かにおっしゃるとおりです。たくさんの方が使われますし、ゆうステーションは小国町の観光の部分では中継点になると思いますのでしっかりと協議させていただいて、検討というよりも課題解決していきたいと思います。御提案いただきましてありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、令和3年度小国町一般会計補正予算(第11号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回小国町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時41分)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5 番）

署名議員（8 番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

5 番 児 玉 智 博 君

8 番 松 本 明 雄 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を1月27日の1日間とする。

1.	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第9号）について） 令和4年1月27日 承認
1.	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第6号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第10号）について） 令和4年1月27日 承認
1.	議案第1号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について 令和4年1月27日 原案可決
1.	議案第2号	損害賠償の額を定める件について 令和4年1月27日 原案可決
1.	議案第3号	令和3年度小国町一般会計補正予算（第11号）について 令和4年1月27日 原案可決

小国町議会会議録
令和4年第1回臨時会

令和4年1月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一

編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也

作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電話 (0967) 46-2119